

## 三河国分寺跡（みかわこくぶんじあと）

- 1 所在地 愛知県豊川市八幡町本郷9番3 1筆（追加指定地）  
愛知県豊川市八幡町本郷1番1 外135筆（既指定地）
- 2 面積 239.00㎡（追加指定面積）  
41,199.32㎡（既指定面積）  
41,438.32㎡（総指定面積）

## 3 概要

三河国分寺跡は、天平13年（741）、聖武天皇の詔により全国に造営された国分寺の一つで、豊川市域中央西寄りを流れる西古瀬川左岸の古期扇状地上の八幡町本郷・竹下地内に所在し、同じ台地上には三河国分尼寺跡（国指定史跡）も立地する。対岸の白鳥台地上には白鳥遺跡（三河国府跡）や三河最大級の前方後円墳である船山第1号墳（市指定史跡）などがあり、この地域は古代三河国における枢要の地といえる。

三河国分寺跡には曹洞宗寺院の国分寺（現国分寺）が所在する。当地が三河国分寺の跡地であることは古くより認識されており、『三河国名所図会』をはじめとする江戸時代の地誌にもその記載がみられる。

考古学的視点より三河国分寺跡を取り上げた初出は三森定男で、昭和13年に著された『国分寺の研究』において、伽藍が土塁で区画されることや金堂の位置などについて述べ、出土軒瓦の拓影を紹介している。戦後、小規模な発掘調査が数回行われたが、伽藍や寺域の状況が把握できたのは豊川市教育委員会が昭和60～63年度にかけ実施した確認調査によってであり、金堂・講堂・回廊・塔・築地塀跡などが検出され、伽藍配置の概要が明らか

となった。また、平成 19～21 年度の整備基本構想策定に伴う確認調査では南大門跡が検出された。

三河国分寺跡は、大正11年の指定当時より現在に至るまで指定域の変更はないが、過去の発掘調査により築地塀によって画される伽藍地北限の一部が指定地外に及ぶと想定されている。今回指定の追加をする土地付近は、未調査ではあるが、第9次調査で確認された北面築地<sup>ついで</sup>の延長線上にあたることから、三河国分寺の伽藍地内に含まれると考えられ、遺構の保護において、また史跡三河国分寺跡全体の保全と活用を図るために必要不可欠な箇所である。





今回追加指定地（史跡北側から撮影）



北面築地  
(昭和 63 年度の調査により確認された遺構、  
今回の追加指定地はこの西延長線上にある)



三河国分寺創建瓦  
(既指定地で見つかった遺物)

(写真は、いずれも豊川市教育委員会提供)